

令和4年度

立川市立立川第六中学校

いじめ防止基本方針

立川市立立川第六中学校

令和4年3月31日 改訂

1 本校のいじめ防止基本方針

いじめは人として決して許されない行為である。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は生徒一人一人の小さな変化を見逃さずに迅速に対応するとともに、すべての教職員が「いじめはどの生徒にも起こりえる」という認識に立ち、常に危機感をもって、家庭や地域、教育委員会等と連携していく。

(1) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）により、当該行為の対象となった生徒が精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間外れ、集団から無視をされる。
- ③軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（参考：「いじめ問題に対応できる力を育てるために～いじめ防止教育プログラム～」）

2 本校の取り組み

(1) 学校における「いじめの防止」

- ①すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- ②規範意識や思いやりの心を育み、道徳性を養うため、道徳教育の充実を図る。
- ③学級活動を充実させることで、生徒が主体的に活動する力を育成し、自尊感情や自己肯定感を高める学級経営を行う。
- ④校内研修等を通して、生徒理解や指導力の向上を図る。

※アンケートに書かれた「その他の悩んでいること」についても、全教員で把握し、不満や悩みが増大しないように早期対応に努める。

- ⑤「いじめ防止対策委員会」の設置。

(ア) 構成

校長、副校長、生活指導主任、学年生活指導担当、養護教諭、（スクールカウンセラー）、（スクールソーシャルワーカー）、（子ども家庭支援センター）、（児童相談所）、（立川警察）

(イ) 活動

- ・いじめの早期発見に関する事（アンケート調査、教育相談など）
- ・いじめ防止に関する事

(ウ) 開催

週1回の生活指導連絡会を定例会とする。いじめ事案が発生した際には緊急開催する。

（※立川六中 いじめ防止基本方針 2/4）

(2) 学校における「いじめの早期発見」

①いじめ調査等

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (ア) 生徒対象いじめアンケート調査 | 年3回（6月、11月、2月） |
| (イ) 三者面談による生徒・保護者からの聞き取り調査 | 年1回（7月） |
| (ウ) 学校評価における保護者からの聞き取り調査 | 年2回（6月、12月） |

②いじめ相談体制

- (ア) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- (イ) 学年会などにおける生徒の情報交換、情報共有

(3) 「いじめに対する対応」（※「問題行動へのガイドライン」をもとに対応、管理職報告）

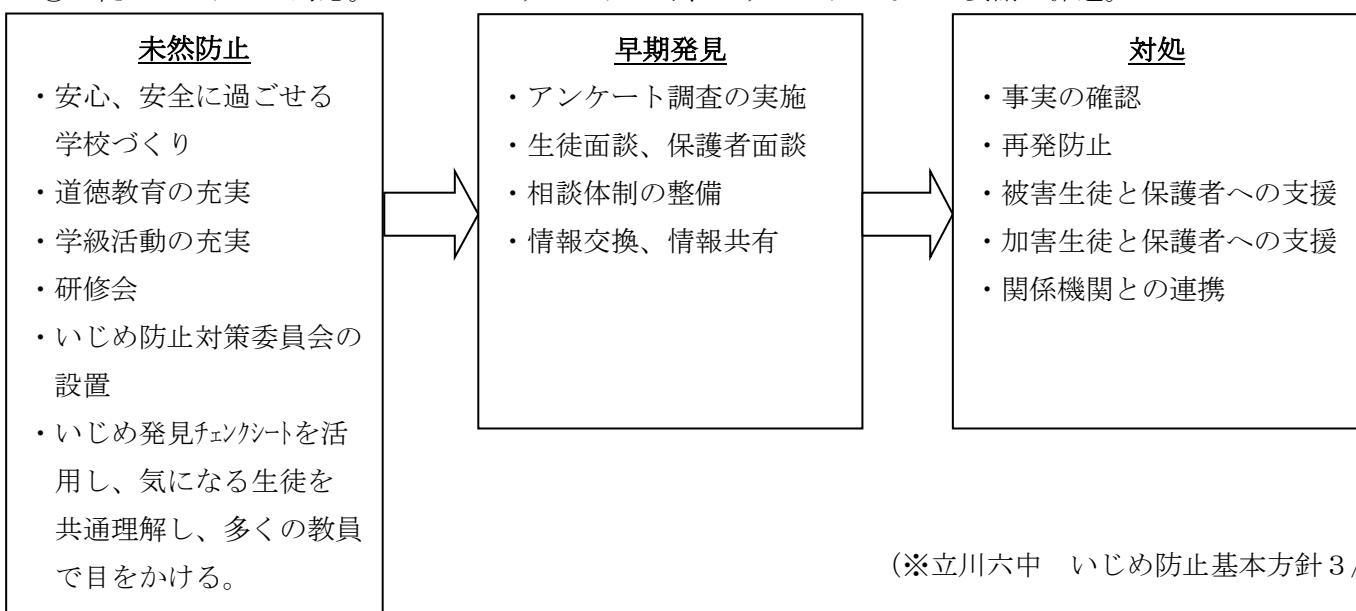
- ①いじめに関わる相談を受けた場合には、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、再発防止のためにいじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ③「いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする必要がある」と認められる時は、保護者との連携を図りながら、一定期間、別室などにおいて学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事実関係などの必要な情報を関係保護者に適切に提供する。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、立川市教育委員会や立川警察と連携して対処する。
※「問題行動へのガイドライン」に関しては、年度当初に保護者に配布し、周知徹底をしておく。
生徒へは全校オリエンテーション時に指導する。

(4) 重大事態への対処

※重大事故とは…

自殺　　自殺未遂　　傷害　　傷害未遂　　長期欠席

- ①立川市教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ・緊急全校集会・保護者説明会・マスコミへの説明会を開催する。
- ②いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係などの必要な情報を適切に提供する。
- ③立川市教育委員会や警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、関係諸機関と連携し解決に向けて徹底した対応を図る。
- ④生徒の心のケアの対応。スクールカウンセラーや、カウンセラーなどの要請・派遣。



(※立川六中　いじめ防止基本方針 3 / 4)

いじめの発見チェックシート (※立川六中 いじめ防止基本方針 4/4)

1 表情・態度

- (1) 笑顔が無く沈んでいる。 (4) 周りの様子を気にし、おずおずとしている。
(2) いつも一人でぼんやりとしている事が多い。 (5) 感情の起伏が激しい。
(3) 視線をそらし、合わそうとしない。

2 身体・服装

- (1) ポーチが取れていたりポケットが破れたりしている。 (4) 登校時に、体の不調を訴える。
(2) 顔色が悪く、活気がない。
(3) 服に靴の跡が付いていたり、体に原因不明の傷等がある。

3 持ち物・金銭

- (1) 持ち物がいたずらされたり、隠されたりする。
(2) 持ち物や作品に落書きがあつたり、いたずらされたりする。
(3) 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・言動

- (1) 他の子供から言葉かけを全くされていない。 (5) 家から金品を持ち出す。
(2) 教室にいつも遅れて入ってくる。 (6) 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
(3) いつも人の嫌がる仕事をしている。
(4) すぐに保健室に行きたがったり、登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。

5 遊び・友人関係

- (1) いつも遊びの中に入れず、よくけんかが起こったり、遊びの中で常に嫌な役割を担わされたりしている。
(2) グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
(3) 友達から不快に思う呼び方をされていて、笑われたり冷やかされたりする。
(4) 付き合う友達が急に変わったり教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。
(5) 他の人の物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

- (1) 教師と目線を合わせず、会話を避けるようになる。
(2) 教師と関わろうとしない、避けようとする。

実施日 ()	記入者 ()
生徒名 () 該当項目 ()	
生徒名 () 該当項目 ()	
生徒名 () 該当項目 ()	
生徒名 () 該当項目 ()	